

学生に対する自然災害等非常時の授業・学期末試験等の取扱い及び情報伝達について

令和2年6月24日制定
全学教育機構運営会議

昨今の予測不能な気象変動や甚大な災害の頻発化に伴い、学生の安全確保を最優先に対応するため、授業・学期末試験等（以下「授業等」という。）の取扱いに関し、次のとおり取扱うものとします。（別図「自然災害等非常時の対応について」参照してください。）

1 休講等措置の決定

- (1) 休講等の措置は、第3項に定める判断基準を基に自然災害等非常時対策会議で協議し、決定します。
- (2) 前号の規定にかかわらず、学部等に特別の事情がある場合は、学部長等の判断で休講等の措置を決定します。

2 休講等措置の検討

(1) 台風・大雨・大雪

17時時点の気象情報や公共交通機関の状況を基に翌日の休講等措置について、18時までに決定します。

18時までに休講等の判断が不可の場合は、21時時点の気象情報や公共交通機関の状況を基に翌日の休講等措置について決定します。

3 当日の休講等措置の判断基準

前項により、前日までに休講の措置が決定されなかった場合は、以下の判断によります。

(1) 授業等開始前・開始後

（巨野原キャンパスで開講される授業）

6時の時点で、次のアからウまでのいずれかの状況が確認された場合は、午前中（1、2時限目）の授業等を休講とします。

また、11時の時点で、次のアからウまでの状況が解除された場合には、午後（3時限目）から授業を実施します。

ア 自然災害等により、JRが運行を見合わせている（運休を含む。）場合

イ 警戒レベル4における【避難指示】以上が発令されている場合

ウ 警戒レベル3【高齢者等避難】又は警戒レベル4【避難指示】が発令され、かつ、JRが運行を見合わせている（運休を含む。）場合

なお、11時の時点で、アからウまでのいずれかの状況が継続している場合は、午後の授業等も休講とします。

（挾間キャンパスで開講される授業）

医学部付近の県道大分挾間バイパス線の路線バスの運行を基準とし、7時の時点で、次

のアからウまでのいずれかの状況が確認された場合は、午前中（1、2時限目）の授業等を休講とします。

また、11時の時点で、次のアからウまでの状況が解除された場合には、午後（3時限目）から授業を実施します。

ア 自然災害等により、バスが運行を見合わせている（運休を含む。）場合

イ 警戒レベル4における【避難指示】以上が発令されている場合

ウ 警戒レベル3【高齢者等避難】又は警戒レベル4【避難指示】が発令され、かつ、バスが運行を見合わせている（運休を含む。）場合

なお、11時の時点で、アからウまでのいずれかの状況が継続している場合は、午後の授業等も休講とします。

※且野原キャンパスで行う全学共通科目は、且野原キャンパスの基準による。

（2）その他

第1項において休講としない場合において、以下のいずれかの理由により欠席等に至った場合、当該学生に不利益が生じないように取り扱います。

ア 通学経路上で警戒レベル4以上の避難指示等が発令されている

イ 通学経路上で警戒レベル3相当以上の防災気象情報等が発表されている

ウ JR・バスが運休、遅延等している

（注）教育実習・病院実習・介護等体験実習・インターンシップ等の場合は、各実習先の指示に従うこと。

4 休講等措置の周知方法

（1）休講等の措置をとる場合、各学部等へ連絡し、以下の方法により速やかに情報発信を行います。

- ・大学公開ホームページ及びそれからリンクされる各種 SNS（Facebook, Twitter）への掲載
- ・教務情報システムを利用した掲示板への掲載及びメール配信
- ・「安否情報システム ANPIC」による教職員及び学生への連絡
- ・学生支援部及び各学部における掲示

（2）前号に定める方法による周知がない場合は、第3項の判断基準に基づき、各自で情報を収集し、安全に配慮した行動をとる。

5 その他

（1）地震等不測の事態が生じた場合は、第1項から第4項に準じる。

付 記

この取扱いは、全学教育機構運営会議にて制定され、令和2年6月24日から施行する。

付 記

この取扱いは、教務委員会にて改定され、令和3年8月25日から施行する。